

山口
輔書
著述

小學
農家經濟法

織田完之
石渡正敏

校閱

全

179
7
256

309

日本教育會圖書	
室	第
八	三
火	三
一	三
冊	號
號	架
三	國

K1196
42

B 21

2505



明治十九年十月校正

織田完之
石渡莊敬

校閱

山口書輔著述

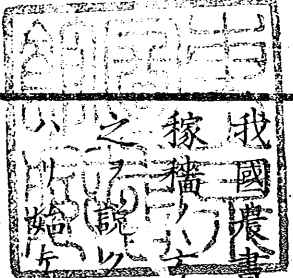
小農家經濟法

明治十九年三月
五日版權免許

山田氏藏

明治十九年十一月一日出版

緒言



我國農書ニ於テ其ト雖モ其説ク所多クハ
稼穡ノ法ニ至ツテハ家全體經濟ニ至ツテハ
之ヲ説ク者稀ナリ九世事ハ内政外事共ニ相備
ハ其目的ヲ達シ得ルモノナリ故ニ農事

モ唯耕耘ノミニ踞蹠スルト雖モ全體ノ整理宜
シキヲ失スルトキハ得失償ハザル結果ヲ視ル
ニ至ルベシ予客歲農業小學一編ヲ著シ幸ヒ世
ニ行ル、ト雖モ前言所謂農術ヲ説クニ止マリ
未タ全體整理ノ法ニ及バズ自ラ事ノ完全ナラ

小農家經濟法 緒言 一 山田氏藏

ザルヲ憾ム故ニ今般更ニ本編ヲ著シ前ノ農業
小學ト併セ以テ自家ノ意旨ヲ全フス蓋シ所説
身近ニシテ聊童蒙ヲ導クノ資料ノミ

明治十九年三月

著者 述

小學農家經濟法 校正

目次

- 農業三大要
- 耕地廣狹
- 耕地改良
- 地主及小作
- 道路及市場
- 宅地及家作
- 農具
- 肥料

畜養

森林及樹木

貯蓄

由比

會計

小農家經濟法 校正

織田完之

石渡正敏

農業の三大要

校閱

山口書輔著述

○凡事業を爲すに、最も必要なるは、勤勞、財本、學術の三なり、此三、ハ、獨、農業に止らば、商工等も亦同一なりと雖も、茲に述る所ハ、専ら農家の事柄に就て云ふ、故に農業の三大要といふ云ふなり、此三、ハ、互に相待つて、一も欠くべからず、若し此一を欠くことあれば、必ず完全なる、農業の快樂ハ

爲し得られざるなり、

○朝に星を戴て野に出で、夕に月を踏んで家に戻り、或は雨に浴し、風に梳り、或は糞壤を荷ひ、器具を使用し、身体の苦勞、暫くも止む時なきは、農業勤勞の常と云ふべし、若し勤勞を怠れば、良田も忽ち草を生じ、肥沃も遂に瘠地となり、財本ありと雖も、學術ありと雖も、亦何の用あらん、農の諺に云ふ、「肥し腕にあり」と、以て勤勞の第一たるを知るに足る、

○財本とい、土地、家屋、農具、肥料、家畜、種物類、其他

農夫の衣服、給料等を云ふ、財本豊かならざれば、十分の耕作を爲す能はず、隨て收穫も亦十分なるを期すべからず、然るを農具の備らざるをも顧みず、肥料をも、多く貯へ用ひる事をも勉めずして、只收穫の十分ならざるを見て、氣候の惡しき爲なりと云ふは、情農家の常なり、豈誤せるの甚しき事ならずや、是れ此編に、耕地、家作、農具、肥料等の目を掲げ、其得失を論ずる所以也、
○學術とい、實地の習練と、書籍上の學問とを併せ云ふなり、學問あらざれば、仮令勤勞を累ね、財

本を費すも、得失償はざる事多かるべし、例へば、勤勞ありて學術をければ、力士の腕力のみありて、其手術を知らざると同じ事にて、徃々笑ふべき失敗を取る事あらん、財本ありと雖も、學術をければ、小兒に利器を與ふると均しく、大切なる已ぐ家を、傷くるの危険あらん、

我國の農事は、實地の習練のみにて、書籍に就て學ぶの便を爲さば、故に徃々禍を天に歸して、事を盡さざる等あり、遺憾のことなり、一日の讀書も、數年の疑ひを解くこと少なからば、勉めむん

バあるべからず、稼穡の奥妙は、漸々進んで知るべしと雖も、目下現業に従事するもの、試みに農書一卷を懐にして、田野に出て耕作を勉め、勞して憩ふの暇に、之を講讀せよ、感覺多くして、且樂しきものなり、又農談會の如きは、農事講習に大に便なるものなり、勉めて盛んなるを望むべし、

耕地の廣狹

○土地に、大家産の者多き地方あり、又小家産の者並立する地方あり、大家産の多き地方は、耕地の區域廣く、小家産の多き地方は、耕地の區域狹

し、
○小家産の多き地方ハ、其土地より産出せるもの、大家産の多き地方よりハ、割合多し、何となれば、各自所有の土地を銘々耕作せるが故に、耕耘に疎漏なく、土地に遺利なき様注意せればなり、大家産の多き地方は、之に異なり、或ハ雇人を以て耕作し、或ハ他に貸し與へて耕作せしむる故、自他の間に種々の弊害起り、小家産の多き地方の割合にハ、産額增多ならざるもの也、

○小家産の多き地方は、土地に遺利なく、農民各

其處を得て、國家の爲にも補益あるに似たりと雖も、是唯狹隘なる土地に、多くの人民が生活をすに過ぎば、手數と資本との、多きに由つて得る收穫なれば、純益ハ甚だ些少ならん、

小家産の多き地方の耕作ハ、恰も狹隘なる舞踏場にて、多人數舞踏を爲すに均しく、伎倆ある者の爲にハ、甚だ不便なり、伎倆ある大農ハ、廣大なる土地に於て、十分の計畫をなし、十分の器械を用ふるに非ざれば、大利を得ること能はざるべし、

○右の土地の廣狹により、耕作に別ある所以を述べたるに過ぎざれども、是等の理由を辨へ、土地相應の耕作を爲すべき也、近來農事の開進を思ひて、種々の新事業を企て、忽ち失敗して、已が家産を失ふ者往々あり、是畢竟右等の理由を熟知せず、漫りに事を起すの罪なり、

○人或曰ん、斯くの如くなれば、土地狹隘にして、人口多き地方の農民は、如何に農事の開進を望むも、又勤勞して、生活の度を進めんことを謀るも、手足を伸ぶ處なかるべしと、但し農業の耕

作に限らば、營業も吾が住地のみ止まらず、志あれば家畜も養ふべし、養蠶もなすべし、其他地方の情況により、適宜の事業を起すべし、又大耕作を爲さんとすべし、土地の廣大なる地方に移住するも、精神を勵ませば、難きことにはあらざるべし、己れの怠りを顧みず、罪を土地に歸すべからず

耕地の改良

○耕地の區畫狭くして、一家の作地四方に散在するは、耕作の不便少なからず、耕地の散在した

るに東に半日の耕しを爲し、西に數時間の耘りを爲すの事ありて、時間を費し、奔走に勞れ、損失甚だ多し、耕地一所にあれば、勞費少なくして、且重大の器械をも用ふるを得べし、故に成べく區畫を廣げ、作地を吾が住居の近傍に集る様、心掛くべし。

農家の風習にて、從來の所有地を、一朝他人に渡す事、仮令其代地を得るとも、好まざるものなれば、假りに交換して、耕地方法など設くる、或は便宜なる事なるべし。

○耕地の畔、蜿蜒したるも、亦甚だ耕作に不便なり、接地互に協議を遂げ、漸々これを改むべし、此細の事なりとも、十數年を推して計らば、得失甚だ大なるべし。

○耕地の改良へ、通例の常務に非ざれば、自然怠り勝ちのものなれども、濕氣あるり、又ハ粘り氣あるなどにて、耕耘に不便にして、且作物の生育悪しきハ、速かに改良の法を施すべし、一時の費用を恐れて、爲さざれば、俗に所謂一錢を惜んで、百錢の損なるものなり、例へば爰に二反歩の畑

山田 耕
列り在りて、一反歩の通常の耕地にて、一反歩の
濕地なり、通常の方より得る収益ハ、一年十二圓
にして、濕地の方ハ十圓なり、之に改良を施し、人
夫三十人を要したりとし、之を一人二十錢の賃
錢とし、六圓なり、而して此改良により、土地は通
常に復したり、然らば此改良費用ハ、三年に得る
をらむや、且濕地の耕耘の爲し、惡しきものなれ
ば、年々之が爲に費す人夫も、亦少くからざるべ
し、是れ實際に施行せし計算の概要を擧げたる
なり。

地主及小作

○土地を所有して、自ら耕さば、他人に貸して耕
作させ、其収益の幾分を收むる、之を地主と云ふ、
自身土地を所有せば、他の地を借りて耕作し、其
収益の幾分を地主に納むる、之を小作と云ふ、地
主と小作人との其關係甚だ重く、相待つて互に
生計を爲すもの也。

○地主に大家産の者あり、小家産の者あり、大家
産の者ハ、自ら耕作せざるのみならず、農事の實
際にハ頗る疎遠にして、只年々己れが所有地よ

り、産出する收益を以て、自家の經營を爲すに止まる、小家産の地主ハ、自身も己れが所有地の幾分を耕し、其餘を他に貸し與へて、作らざるの類なり、

大家産の地主ハ、農にして農にあらず、封建時代の地頭たる者と、畧其趣きを同ふす、故に或ハ小作人の爲に権力を奪ハれ、己れ些細の利益を收めて止む者あり、又大に之に反するものあり、年來の習慣に依り、己れ一人貪慾の利を占め、小民の生計に困難を與ふる者あり、

小家産の地主ハ、之に異なり、己れ農事の實際を熟知するが故に、小作人に對し無情の處置をせざる事なく、又小作人の爲に、大利を占めらるゝ事もなし、

夫れ社會の公益を圖り、民業を感んにし、一般生活の度を進むるハ、有力家の勉むべき義務なり、然るを所有の家産に頼り、己れ一家の安逸を計るハ、善むべき事にあらず、故に大地主たる者も、折々ハ自身稼穡の事を試み、小作人の事情を辨へ、弊害あらば之を矯め、衰微なるハ之を興し、地

主の地主たる、本分を盡すべし。

○小作に種々の名稱あり、又種々の慣例あり、具さに述べ盡し難し、先其名稱を大別せれば、永代小作、一時小作の二なり。

永代小作とは、一度約束せし法に依り、小作人其約束に戻らざれば、地主方にて地所を引揚ぐる事をせず、小作法をも漫りに改めざるものにて、小作方に大に権力あり、是概ね小作人最初に勤勞ありたるを以て、自然此権力を得たる者なれども、頗る小作人の便益なり。

永代小作と雖も、之と事實の相互するものあり、最初の約定宜しからず、年々の収益は、多く地主に吸入せられ、僅かに餘を物を以て、小作人一家の生計をなし、生涯辛苦の淵に沈むあり、斯る地方の小民は、數代地主の奴隸の如く、知識の發達もなく、生活の度を進むるの期もなし。

一時小作は、多く小地主の地方に行るゝものにて、雙法便宜に似たれども、地主時として小作料を高くし、或は自己の都合により、地所をも引揚ることあり、故に小作人も亦、境界の破損を繕は

ず、土地の改良を計らず、遂に耕土を疲瘠にし、雙方の損失を招くことあり、

○小作料を納むるに、穀を以てするあり、金銭を以てするあり、地方により、畠金、田穀の習慣ありて、一様ならず、概して其得失を云わば、農民營業の進歩したる地方は、金銭を以て納むる方利をらん、農業の進まざる地方は、穀を以て納むる方便をらん、例へば桑、茶、草綿、麻等を作る者にて、粟を以て納めんとせば、必ち差間を生むべし、又米麥のみを作る地方にて、金銭を以て納めんと

せば、穀物賣却方に損失もあり、又納期の至らざるに、已に消費し、遂に不納の出来たることもあらん、

○小作料の多寡も、亦一様ならず、平年收穫の三分四分を納むるあり、或は其半ばを納むるあり、或は六分七分に至るもあり、是素より一定し難き事情あり、

凡て物の多ければ價安く、寡ければ價高し、故に耕地多ければ小作料安く、寡ければ高し、又水田寡き地方は、水田の小作高く、畑寡き地方は、畑の

小作高し、是自然の定法にして、害をなしと雖も、其度を超へざる様注意をべし、

○右述ぶる所の、現今の實況に就き、聊其利害を擧げたるものをれども、猶地方により、種々の事情も少からず、故に小作法と云ひ、小作料と云ひ、何れを便とも、何れを不便とも、固より一様に述べ難し、能々地方の風俗事情を察し、適宜の法に随ふべし、

道路及市場

○道路の農事に關係する、誠に大なり、道路險惡

なれば、農業開けず、道路善良なれば、農業進む、肥糞收穫物の運搬より、諸産物の販賣に至るまで、皆道路に依らざるハなし、農業の改進を望まば、先、道路の開通を計るべし、

例へば、爰に一村あり、善良の道路なく、是より五里を隔てたる都會に、十俵の米を運搬するに、金三圓の賃錢を費したりとせん、然るに偶、道路の便開け、以前の三分一、即ち一圓の賃錢にて運搬するを得たり、是れ其村落の米ハ、十俵二圓の價を増したる也、價高ければ、農民競て其物品を

作り、且收穫を増すの方法をも研究せむし、又爰に一話を述ん、某地方に原野あり、民家其東西に在りて、各五町を隔て、此野に出て耕す、小麥刈り取りの期、一日雙法其收入れを爲す、東へ道路善良なるが故に、農人荷車を曳き來つて小麥を運搬す、西は道路險惡なるが故に、肩に荷ふて運ぶ、偶、梅雨の期節なるにより、雨俄に到る、東家へ已に運び終つて去る、西家未だ其半ばに至らぬ、小麥を野に置いて去る、雨數日止まず、小麥野にありて芽を出せり、是亦道路の不便なるより、過

分の勞力を盡して、其事半ばに至らず、且若干の損失を爲す、道路の改良忽せにせむべからず、

○物産販賣の道を開かんには、道路の關係大なりと雖とも、市場の設けをかるべからず、市場の物品殊に農産物の賣捌きを容易ならしめんが爲に、開設せるものなり、例へば道路の便ありて、農民數里の外に物産を輸出せんに、之を買ひ取る者をければ、道路の不便なると一般にして、物品の村落に在る時と、依然價額の騰ることあるべからず、市場の商人の物産取次人にして、農家

と消費者とに、便を與ふるものなり

宅地及家作

○農業を専らにせんには、先、宅地の位置を考へ定むべし、宅地の位地惡しければ、肥糞收穫物等の運搬、及び穀物乾燥方等に、大に不便にして、且勞費多し、

○宅地の位地、地勢少しく東南に傾き、日當り能き場所を第一とす、且濕地にあらざれば、平坦の場所を擇ぶべし、高き所の出入に不便なり、又水に近き所の萬事に益あり、

○樹木の植付は、成べく東南の方は避くべし、風除けなどの止むを得ざるもの、低くをし置て、日當りの妨げにまらぬ様注意をべし、西北に樹木藪をとり生茂りたるを宜しとす、干物の乾き能く、冬季暖かにして、萬事の働きに便宜なり、

○居宅ハ中央に造り、四方に明地ある様にせし、若し面積狭くして十分ならざれば、東南を明け西北に片寄せ造るべし、

○家作も亦農事に便宜なるを專一に心掛くべし、華麗の作事は農家の不祥なり、家作の如何に

より、衣服飲食器具其他に至るまで、皆之に随ふものなれば、一度驕奢の風起らば、後に之を矯んとするも、勢制し得られざるものなり、能く其始めを慎まざるべからず。

○居宅の外、作物取扱場、肥し小屋、湯殿、厩、焚木小屋等皆農家に要用の建物なり、宅地の形状を考へ、耕作の多少に随ひ、不便損失のなき様、精々注意して構造せしむべし。

總て農家の建物ハ、耕作と適應せざれば損失あり、作物收入れ場不足なれば、收入れ物を、雨に腐

らむこともあり、湯殿をければ下水を空しく棄ることもあり、故に無くて叶はざる建物ハ、仮令黒木柱の結付にてもよし備へ置くべし。

○然れども、祖先以來結構せし、宅地住居を濫りに他に移轉し、又ハ改め造るなどの良しからば、且小民の成し難き事なり、故に果して不利益と知りたらば、漸々に之を改め、便宜に就く様心掛くべし。

年來の習慣により、不便も其不便を感ぜず、損失も亦深く意となさず、等閑に年月を送るもの、世

間に往々あることなれども、能く其得失利害を計較し、改めて利あらば速に改むべし、是一家を經營するもの、要務なり。

農具

○古き諺に云るあり、工其事を能くせんとするときは、先、其器を利くを、農も亦此諺に洩れず、故に先、農業を専らにせんとせらば、農具を完全なることを免むべし、然るを農家僅小の費を厭ひ、鍛ひ惡しき鋤鎌など買求め、忽ち其刃を損し、遂に無用の物となす

事多し、費用を厭ふハ、小民にハ當然なれども、能く其始終の得失を計較せし、其儉約ハ、却て不儉約の基ひたる事を知るべし、

例へば一挺の鋤、其價五十錢なる時、良好の品を得んが爲め、七十五錢を出したりとせよ、此良好の鋤ハ、如何様に用ふとも、三年を保ち得ることハ、十分なるべし、而して二十五錢を、三年に割賦せれば、一年僅に八錢餘をらずや、而して一年之が爲に得る益ハ、幾計ならん能く其得失を考へ合えべし、

總て用具の鈍き、其事撈取らず、身体を勞むる事多く、且業務に就て甚だ快からざるものなり、用具の銳利なる、之と異なり、其事撈取り、身体の疲勞少く、且業務を爲るに快く、倦怠を來せし、又雇人などに、惡しき用具を與ふれば、使用に快からざるが故に、遂に放埒の事など爲るものなり。

○農具の形、輕重は、土質地形により、便否一様ならぬ、例へば砂地野土など、打つ鍬は、幅廣く肉薄きが宜し、粘土及眞土の堅きなどは、幅狭く肉厚

り、適す、又平地の柔りなる草を刈る鎌は、幅廣く、經り長きが利あり、石地山地は、幅狭く、徑り短きが便なるの類なり、是れ各地多年の經驗により、略備りありと雖も、猶其便否を考へ、土地に適應せる様製造せし、近來舶齊の器械も、地方によりて大に便益あるものあり、彼是參考して完全の器械を作るべし。

肥料

○肥料十分ならざれば、耕耘の丹精も、其功薄うるべし、左れども亦過多の資金を要して、肥料を

を求むるに、老農の悦ばざる所なり、茲に資金を
要せしめて調製せる、肥料の概略を述ん、

○農家の湯水を多く用ふるものをなれば、所々に
溜場を備へ置き、汚水の廢つべきに、皆此溜場に入
れ置き、而して初の溜場より、后又他の溜場に移し、
腐熟せるを待て用ふべし、腐熟せざるに効用薄く且
虫害を惹き起すものなり、農家往々、下水の効用を
しなまどく云ふものあれども、是畢竟盡すべし、手
敷を盡さざるによる、清水も百日を経れば、肥料と
なるとい、老農の常に云ふ所なり、

○諸作物の稗に、薪炭に乏しき地方にては、焚物
にものあれども、薪炭に不足をければ、皆肥料と
なすべし、必らば田圃の側らなどに置き、廢物とな
まことなかれ、

稻藁、畑の肥しとなして効あり、之を刻みて他の
肥料と交へ、麥作に用ふれば、土地柔らぎ後の作
物まで繁榮せるもの也、但し夏季の作物に忌むべ
し、時として虫害を招くことあり、又桑茶の根に埋
むる時、大に繁茂の功を奏す、畑作物の稗に、稻田
に用ひて効多し、左れども十

分腐熟せずして、土との混和悪しき時ハ、是亦虫害の基となる、故に地勢弱き所ニ用んに、早く之を刻み、下水を注ぎ腐らせ置くべし、

畑作物の稈を、畑に用ふるも妨げなしと雖も、何れも細うりに刻み、溜桶へ入るるか、又ハ積み置き、下水を注ぎ腐熟を待て用ふべし、

荏胡麻などの油氣ある葉莖は、殊に効用多し、粟黍稗などの稈ハ、焼て灰となし用ふる方良し、蕎麥稈ハ、田にハ其儘用ひて害なしと雖も、畑に其儘用ふまじ、土地堅まり、作物の繁茂を妨ぐるこ

とあり、焼て灰となし用ふべし、

麥稈ハ、其儘用ふれば効薄く、灰となせば其量甚減じ、何れも益少まし、屋根の葺料に用ふる方、却て利得なり、

米麥其他の稈ハ、濕氣ある地に横け置き、黒色を帯ふる程に腐敗かたまるを待て用ふべし、

總て作物の稈ハ、粘土又ハ堅硬の土地に宜しく、野土などの柔うなる土地にハ効少なし、

○椽の下の土ハ、硝石の氣多くして、温暖の精強きものなれば、雨多き年々、或ハ冷地などに用ふ

れが極めて効あり、故に我家の勿論、神社寺院など、大なる建物あれば、請ひ求め肥料に充べし。

○水田、又の池沼の底土を陸地に揚げ、十分能く乾し、貯へ置きて肥料となすとき、是亦作物を温養する効あり。

○稻の刈株を掘り起し、焼て肥料とするとき、一にの作物を養ひ、一にの翌年虫害の患を除き、一舉兩得なり。

○路傍の草は初秋の頃未實を結ばざるうち、根共に刪り採り、積り置て腐らせ用ふべし、頗る効

あるものなり。

○立木ある山の上層の土を取り、水田に入る、とき、稻苗大ひに繁榮するものと云ふ。

○掃き寄せの塵芥も、亦肥料とまじし左れども、此物の莖葉繁茂の効多く、成熟の効少なし、且夏季の作物よハ用ふべからば、必ず虫害の基となるものなり。

○右の類を一々舉て數ふれば、猶其數多し、河沼に水草あり、山林に落葉あり、屋梁に煤あり、溝渠に泥土あり、此に聊説く所、何れの地にてても、多

く得らるゝ物と、其用法に依つて、利害のある物とを掲けたるをり、地方により、精勵して求むれば、肥料ハ何程も得らるゝもの也、惜農家其之しきを憂るハ、自ら棄て取らざるをり、

畜養

○西人云るあり、農耕の財本を造るハ、家畜に如くものなし、家畜に三様の利あり、第一肥料を製出し、第二牛馬ハ重荷を負ひ、且田圃を耕す、第三産物と爲して賣出せしむ、又曰く、農家ハ家畜を保有せむること愈多ければ、收穫を得ることも

亦愈多しと左れども、我國ハ、農用牛馬及鳥類を除くの外ハ、未其養に馴れず、故に耕作を専らにする者ハ、宜く分に應じ、其種類を撰み養ふべし、

種類ハ、農用牛馬ハ勿論なれども、其他雞、家鴨、豚の類を宜くとし、猶進んで爲さんとするものハ、養の法に熟し、販賣の路を求めて、然る後養ふべし、

○雞ハ落ち散りたる穀類を拾ひ、又虫などを自ら求めて食むるものをなれば、數頭の雞も、冬季僅

に餌料を費せば、養ひ得らるべし又住居に側ふて、池沼などあるもの、家鴨をも養ふべし、是亦多分の餌料を要せず、而して一年數百顆の卵を得、且雛をも聊して養育すれば、農にあらざる家にて飼ふよりの、頗る利得多く、農餘生計の一助となるものなり。

雞家鴨共に、小農五六頭、大農も亦十數頭を超べからず、多ければ食物不足し、菜園を荒し、麥苗を摘み喰ひ、冬季などの殆んど困却する事あり、又雞の大なる種類は宜しからず、庭園を荒すこと

多し。

○豚は生育易くして、飼料に嫌ひなきものなれば、多人數なる家などにては、養ふて益あり、腐敗せし食物、野菜の切り屑等、廢れたる物を、多く取り集め置き與ふれば、別に飼料を費すこと少かるべし、是亦一家三四頭より十頭位に止むべし、是が爲めに多く手數を要する程にては、農事繁忙の折などに、甚、困却することあり、又多ければ病患を惹き起す事など多く、且臭氣甚しく、人身の健康を害することもあるべし。

○右ハ普通耕作を専らに屯る者に就て述べたるをれど、又耕作の幾分を減じ、家畜を多く養ふなども、農家經濟の一法なり、昔ハ陶朱、家畜を養ふて富を致せし例もあり、水土氣候住居の適否を熟考し、又販賣の路如何をも顧み、養ふて益あらば、何程多く養ふも可なり、

森林及樹木

○森林栽植ハ、永遠の事業にして、小農の爲し能はざるものなれども、之を爲すべき餘裕ある者ハ、亦勉むべきの要事なり、

○夫れ森林ハ土地の氣候を調和し、或ハ水源を涵養し、或ハ海嘯洪水を防ぎ、又之を伐採してハ、家作、船艦器具、薪炭となり、其他堤防道路の工事に至るまで、皆材料を森林に仰ぐ、誠に社會の要用なり、

○耕地ハ、限りあり、金錢ハ消費し易くして、貯蓄に難し、家に餘財あるの輩ハ、勉めて森林を養ふべし、社會の要用を辨じ、一家持續の道立ち、誠に萬全の事業なり、且森林の年々生長を視るなどハ、頗る樂しき事にして、之を養ハざる者と、

ハ、共に語るべからざる程にて、精神の保養となること少からず、

○森林ハ、多く山地に養へども、廣き原野にも亦養ふべし、土地廣漠として樹木なきハ、耕作にも亦不便なり、耕地森林入交りたる方、風害の憂ひ少なく、土地に濕潤の氣を保ち、作物の生育も善きものなり、

原野に養ふハ、亭落、櫟樹等の薪炭材を宜しとせ、用材と爲まべき松杉檜の類ハ、宜しからば、生長悪しくして、且良材とならざるもの也、

○樹木栽植も、亦土質の如何により、爲して益あるべし、例へば砂地野土などにて、穀物十分繁榮せざる地も、之に桃栗等を栽れば、却て土地に適應し、肥料人夫等を要せむして、意外の利潤を得ることあり、

農家一反歩の宅地ハ、内に適宜の場所を定め、葡萄樹一本を栽置くときハ、何の妨げも爲さむして、其收益を以て其地の租税を納め得らるゝもの也、

○畑地廣き地方にては、畑の傍らに、耕地の妨害

を爲さざる様注意し、榲榲、榲榲等の如き、其實を盗み取らるゝ憂なき木を、適宜に植置くも良し、其實を收むれば、若干の益を得、且夏陰ハ炎暑を凌ぐの便あり、

○果木ハ、其土地適應の種類あらば、多く養ふも可なりと雖も、土地適應の種類あらざれば、多く養ふハ益をなし、適度に培養せれば、生計の一助ともなるべし、

貯蓄

○我國ハ、穀物を以て常食と爲すの國なれば、一

朝水旱其他の天災に遇ふ時ハ、民食忽ち缺乏して、往々饑寒に苦しむ者あり、故に人々常に此患を忘れず、只管儉約を守り、其餘れるを貯へ、他日凶荒の備へを爲し置くべし、禽獸も尚他日の難を思ふの心ありて、夏秋の際より、冬季風寒雪霜の備へを爲す、然るを萬物の靈たる人にして、一朝の災害に、身命を危ふきるハ、豈恥むべきの至りならむや、

○農家の貯蓄ハ、穀物を以てするを宜しとせられども、金錢の方却て便なる地方もあらん、例へば

養蠶、草綿、麻、煙草等を専らに爲る土地に於ては、
金錢の得安く米穀の得難し、地方の状況により、
各自出し易き物を以て貯ふべし、

貯蓄は、數人又一村協同し、各其分限に應じ、積
み貯ふべし、斯くするときは、大の小を助け、小も
亦全く其義務を免れぬ、同心協力の趣意に叶ひ、
唯に凶歲豫備の爲のみをらず、一村一部落の交
誼を厚ふし、徳義の風も隨て起るべし、

○貯蓄の穀物の、年々其年の豊凶を視定め、食物
不足の慮りをければ、新穀と入れ替へ置くべし、

斯くして、漸々に積み貯へ、穀物倉に溢るゝに至
らば、其幾分を賣却して金錢となし、置くも可ま
り、海外交通の便なる今日に至つては、金錢を食
物に換ゆるも難き事にあらず、左れど金錢の消
費し易きものなれば、成るべく戒嚴の法を設け、
濫りに支消せざる様をし置くべし、

○貯蓄方法規則の如きは、各地風俗事情の異な
るものをなれば、一定に述べ難し、左きども小民の
常として、僅の物を所持せれば、忽ち之に依頼心
の起るものなれば、是等豫防の法は、何れも十分

設け置くべし、

○貯蓄の穀物の、虫の生ぜざる様をし置くべし、其法種々ありと雖も、概して虫の、外氣の觸るる部分より、籾化するものをなれば、何れの仕方なりとも、密閉するを良しとす、先古き藁を以て、製したる俵を、二重になし、固く結束し置くなど、最も簡易なる法なり、又袋を造り澁を塗り、之に穀を入れ、上に俵を掛るをどの最も良しと雖も、多くの穀に、施し難し、其他石灰少々を、穀に交るも良しと云ひ、食鹽少々を紙に包み、俵の中央に入

れ置くもよしと云へり、

由比

○由比とい、即ち組合の謂なり、古來五人組の法ありて、民間に行ひ、貧富大小の別なく、比隣結合して、艱難相助け、歡樂相共にし、一般厚生の道を専らにせるの方法なり、譬へば病氣、死生、火災、水難、家屋修繕、其他植付、收り入れ等の、普通農事に至るまで、彼を助け、是を補ひ、各自永く一家の衰廢を來さざる様、互に保持せるなり、然るに此法の亂れ、人情輕薄に流るゝの末に當

りて、往々風俗の弊害あるに至る、例へば一家凶事ありんに、比隣相集ると雖も、其事を助くるに、多人數飲食を貪り、又家屋修繕を爲す者あらんに、陽に之を助くるが如く、人々來て其事に従ふと雖も、陰かに主人の待遇を憤り、或は飲食の粗惡を誇り、助手を怠り、且放埒の事などなし、主人をして得失償ひざるの嘆を爲さしむ、貴重の方法實効を失ひ、此弊風に陥りたるは、嘆むべきの至りならずや、

抑由比法は、他の事を爲すも、完く他の事にあら

む、一時我が事を他に貸し與へ置くなり、故に他に事あるの日も、我が事となし誠意を以て爲し置くべし、他人我に事あるの日、來て必らば誠意を以て事に従ふべし、是由比法の本意にして、厚生利用の道も自然全かるべし、

會計

○凡會計を明かにするは、事を理するの要務にして、若し會計を爲さざれば利害得失を知るに由なく、眼前の利も得ること能わず、目下の害も除くことを勉めず、徒らに勞費を爲すこと多か

るべし、

○入るを計つて出るを爲すは、理財の定則なり、然るを會計を怠り、出入の如何を知らず、漫りに家政を取るは、危険の事ならむや、例へば一年の收入一千圓の家にて、一千貳百圓の支出を爲さば、忽ち貳百圓の不足を生じ、積んで數年に至らば、遂に一家の傾覆を招くに至るべし會計明瞭にして現に出入の合はざるを知らば、通常家を思ふの輩は、必ず身を慎み用を節し、之を償ふの計畫を爲すべし、

○農家從來會計を怠る者多く、己れ一家の費用は、一年何程を要するや、其收入の幾計なりや又耕地若干に、價何程の肥料を用ひ、人夫何程を要し、而して是より得たる收穫の幾許なりや、試みに之を問ふも、明かに答ふる者稀なるべし、斯の如くにして、營業に踳躐するも、勞して功なきこと多かるべし、

○斯に掲ぐるは、實際に爲せし農事の概表なり、農家は等の体裁を斟酌し、營業の得失を知ること勤むべし、

稻	田壹反九畝四步	此地價金百二十五圓六十三錢五厘
肥料	積肥二十荷	豌豆草五千八束
厩上ケ	苗代	合男三人五分
畔塗リ	五月四日	男二人
荒代	五月廿日	男五分
肥運レ	五月一日	男二人
肥入レ	五月廿日	女一人
全薯	男一人	
植代	六月廿日	男五分
苗取	六月廿日	男二人
植付	六月廿日	女一人

田草	七月廿日	男一人	八月五日	男一人
刈取	七月廿日	女二人	女一人	
コナシ	七月廿日	男二人	七月廿日	男二人
合人夫	男二十九人五分	女十一人	女一人	
計	種籾八升代	金二十錢	肥料凡代	金六圓二十五錢
收獲	租稅村費	金五圓六十五錢四厘	俵代	金二十二錢五厘
差引	米三石六斗七升	代金十九圓八十三錢八厘	金七圓五十錢九厘	利益金

小島農家經營法 五二〇日代

小島農家經濟法 山田氏

大麥	烟壹反五畝步 此地價金四十四圓九錢三厘
肥料	積肥九荷 草木灰壹俵半 人糞壹荷半 干鰯粉二斗 水肥十五荷一度 全十七荷一度 子肥六荷一度 水肥十七荷一度
畑打	十月廿六日 男二人 十月廿七日 男二人 十月廿八日 男五分
塊コナシ 蒔付	十月四日 男二人 女壹人
麥踏	十月廿一日度 全廿五日度 一月八日度 二月四日度 合男二人
作切	十月廿一日度 二月四日度 五月五日度 三月廿一日度 合男二人半

糞培	十月廿一日 男壹半 十月廿五日 男壹半 二月五日 男二人 三月四日 男壹半
刈入	六月廿五日 男壹人 六月廿六日 男壹人 女壹人 六月廿七日 男壹人 女壹人
コナシ	六月廿八日 男二人 女二人
計	合人夫 男二十一人五分 女五人 種麥七升五合代 金二十一錢 肥料凡代 金五圓二錢 租稅村費 金二圓二錢 依代 金二十錢 合金七圓半五錢
收穫	大麥四石壹斗五升 代金十壹圓半五錢七厘
差引	金四圓四十錢七厘 利益金

小島農家經濟法 十月廿八日

小學農家經濟法 山田氏藏

右ハ幼童にも看易からしめん爲め、繁雜を畧き、概要を掲げたるものなれども、成べく精細に記載し置き、其得失を計較せし、特に養蠶、製茶、麻、煙草等の如き、費用の多きものハ、殊更怠るべからず、總て此等の計算を明瞭にせる時ハ、緩漫に時日を空過せること能はず、自然家業に勉強せる念も起るに至るべし、

小學農家經濟法 終校正

明治十九年三月五日 版權免許
明治十九年十月九日 校正再版御届



神奈川縣平民

山口書輔

相模國大住郡上粕屋村四百廿三番地 平民

山田淺次郎

同國同郡伊勢原九拾九番地

東京府平民

榊原友吉

日本橋區若松町二十一番地

大阪府平民

前川善兵衛

大阪府東區南久宝寺町甲八番地



著述人

出版人

發兌人